

次世代につなげよう！差別や偏見のない社会を！

# 「朝倉市部落差別をはじめ あらゆる差別の解消を推進し 人権を擁護する条例」 を施行しました。

(令和元年12月20日施行)

みんなの人権が尊重される社会をめざして…



## 【条例の要点】

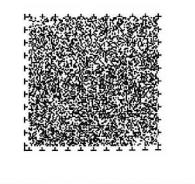
- 1) 部落差別をはじめ、あらゆる差別が解消され、人権が尊重されるまちづくりの実現を目的としています。
- 2) 市及び市民、事業者等が連携して、あらゆる差別の解消に努めます。
- 3) あらゆる差別を解消する施策として、相談体制の充実や教育・啓発活動の推進に努めます。

朝倉市／朝倉市人権・同和教育推進協議会  
(事務局:人権・同和対策課)

お問い合わせ

〒838-1302 TEL 0946(52)1174  
福岡県朝倉市宮野1997番地 FAX 0946(52)1162

HP <http://www.city.asakura.lg.jp/>



Uni-Voice

## 部落差別（同和問題）とは？

被差別部落（同和地区）の出身であることなどを理由に行われる差別。日本社会の歴史の中で形成された身分制度のもと、経済的、社会的、文化的に厳しい状況におかれ、今もなお、日常生活の中で基本的人権を侵害されるなど、日本固有の重大な人権問題のことです。

## あらゆる差別とは？

部落差別を含む、全ての人権問題のことで、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人・性的少数者・HIV感染者やハンセン病患者等の人々が抱えている問題などがあります。



※こうした差別は、当事者に原因があるのではなく、社会全体で解消していかなければならない問題です！

## 1 条例制定の背景と必要性



平成28年に個別の人権課題解決のための**人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）**が施行され、実効性のある取り組みが求められていること。



今もなお、部落差別が解消されず、現存していること。

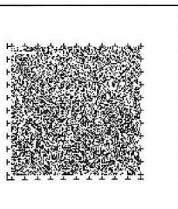
朝倉市において、平成29年7月の九州北部豪雨災害の際、ボランティア希望者から、同和地区差別問い合わせ事象が発生しています。



インターネットによる差別書き込みや  
ひ ぼう ちゅうしょう  
誹謗中傷を行う、新たな差別事象が発生していること。



外国人や性的少数者に対する差別・偏見、子どもや高齢者に対する虐待等、社会情勢を反映した新たな人権侵害事象が発生していること。



## 2 条例の解説（改正のポイント）



「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」は、既定の「朝倉市差別をなくし人権を守る条例」を改正し、制定されたものです。

### 1 条例の名称に「部落差別」の文言を明記

部落問題は、わが国固有の人権問題であり、その解決は、「国の責務であり、国民的課題である」と言われながらも、今なお、解消されていません。部落差別は決して許されないもので、解決すべき重要な課題であることから、「部落差別」の文言を明記しました。

### 2 基本理念に「部落差別解消推進法」等の法令を追記

これまでには、基本理念が「日本国憲法」のみでしたが、新たに「部落差別解消推進法をはじめとする差別の解消を目的とした法令」という文言を追記しました。（第1条：目的）

### 3 市／市民／事業者等の責務を明確化

わたしたちに求められていること……それは？

#### 市（行政）

国・県・各種団体と連携し、人権侵害の実態把握とその行為者や関係者に対する研修等を実施し、再発防止に努める。

（第2条：市の責務等）



#### 市 民

地域社会の一員として、家庭・学校・地域・職場等、社会のあらゆる分野において、不当な差別の解消に努める。

（第3条：市民の責務）



#### 事業者等

事業活動を行うに当たっては、基本的人権を尊重し、不当な差別の解消に努める。

（第4条：事業者等の責務）



### 4 「相談体制」／「教育及び啓発活動」の充実を明記

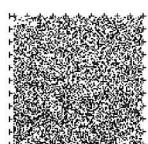
条例の目的達成のための基本施策として、相談体制の充実と人権教育・啓発活動を、さらに推進することとしました。（第5条：相談体制の充実／第6条：教育及び啓発活動の充実）

### 5 差別の「実態調査」の実施を明記

必要に応じて、差別の実態に係る調査を実施することとしました。（第8条：実態調査）

### 6 「意見の聴取」を明記

市の人権施策及び差別事象に関する対応等について、行政関係機関の職員や有識者、関係団体代表者等で構成する「朝倉市人権教育・啓発懇話会」の意見を聞くこととしました。（第9条：意見の聴取）



# 朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例

令和元年12月20日  
朝倉市条例第20号

## 第1条（目的）

この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のない、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

## 第2条（市の責務等）

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、相互の連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市長は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、国、県及び各種団体と連携協力し、必要な調査、指導及び助言をすることができる。

## 第3条（市民の責務）

全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、地域社会の一員として、家庭、学校、地域、職場等社会のあらゆる分野において、不当な差別の解消に努めるものとする。

## 第4条（事業者等の責務）

事業者等は、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、基本的人権を尊重し、不当な差別の解消に努めるものとする。

## 第5条（相談体制の充実）

市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

## 第6条（教育及び啓発活動の充実）

市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種団体と協力し、あらゆる機会をとらえて教育及び啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

## 第7条（推進体制の充実）

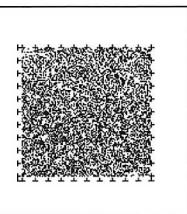
市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

## 第8条（実態調査）

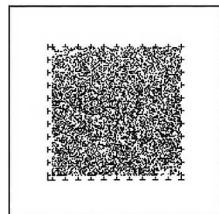
市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 第9条（意見の聴取）

市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する朝倉市人権教育・啓発懇話会の意見を聞くものとする。



Uni-Voice



Uni-Voice

## 第10条（委任）

この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。